

損保ジャパンはライダーの方々のために、いつでも相談をお受けする体制をとっています。

<p>商品に関するお問い合わせ</p> <p>お客様フリーダイヤル 【受付時間】 ◆平日:午前9時から午後8時 ◆土曜・日曜・祝日:午前9時から午後5時</p> <p>☎ 0120-888-089</p>	<p>事故の時のご連絡先</p> <p>事故受付フリーダイヤル 事故が起きた際は下記フリーダイヤルまでご連絡ください。 (株) 損保ジャパン・ハートフルライン 24時間365日受付</p> <p>☎ 0120-256-110</p>	<p>業界トップクラスの 事故対応拠点網</p> <p>年間180万件以上の事故解決実績。全国約230カ所の事故対応拠点網と約7,400人の専任スタッフがお客様に安心をお届けします。</p>
---	---	--

☆当社代理店は当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務を行っています。したがって、当社代理店の取扱いにより締結され有効に成立したご契約は、当社と直接ご契約いただいたものとなります。

☆保険証券は大切に保管してください。また、ご契約手続き後、1ヵ月経過しても保険証券が届かない場合には、お近くの損保ジャパンにご照会ください。

☆お客様(保険のご契約者)以外に保険の対象となる方(被保険者)がいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

☆次のような場合には必ずご連絡ください。ご連絡が遅れますと、保険金をお支払いできない事があります。なお、ご連絡の内容により保険料が変更になる事があります。

(1) 保険期間開始前の事故により、前契約の事故件数が増えるとき (2) お車を主に使用される方(記名被保険者)を変更するとき (3) お車の用途、車種、登録番号(車両番号)などを変更するとき (4) 他の保険契約・共済契約を締結するとき

自賠責保険

自動車損害賠償責任保険

自賠責保険とは
法律で加入が義務づけられている強制保険です。バイクで人身事故を起こし、損害賠償の責任を負ったときに、保険金が支払われます。(注)自賠責保険に加入しないで運転しますと、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられ、さらに違反点数6点を受けて免許停止処分となります。

自賠責保険の保険料(本土) (単位:円)

二輪車	保険期間	5年	4年	3年	2年	1年
原付(125cc以下)		17,510	15,100	12,650	10,140	7,580
軽二輪(125cc超250cc以下)		27,870	23,480	18,990	14,410	9,740
小型二輪(250cc超)		—	—	—	20,150	12,630

●**支払い限度額**(平成14年4月以降発生に適用されます。)

死亡 3,000万円まで	・逸失利益 ・慰謝料 ・葬儀費	後遺障害 75万円～ 4,000万円まで	・逸失利益 ・慰謝料	傷害 120万円まで	・治療費・看護料 ・通院費・休業損害 ・慰謝料 等
------------------------	-----------------------	-----------------------------------	---------------	----------------------	---------------------------------

(注1) 小型二輪車については、車検期間をカバーするように保険期間を定めてください。
(注2) お車の種類、ご契約期間によって保険料が異なります。(離島の場合にも保険料が異なるケースがあります。)
(注3) この保険料表における「保険料」は、保険料等充当交付金控除後の金額を表示しております。

インターネットで保険を管理

損保ジャパン【カスタマーオンライン】
Customer Online

●いつでもネット上でご加入のご契約内容をご覧いただけます。
●事故対応状況の照会も可能です。(自動車、傷害)

カスタマーオンラインは損保ジャパンの保険契約者専用のサイトです。(個人契約者対象・登録無料)
www.sompo-japan.co.jp

※このパンフレットは、「自動車総合保険」「自動車損害賠償責任保険」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」「重要事項等説明書」等をご覧ください。なお、ご不明の点は、取扱代理店または最寄りの損保ジャパン/営業店にお問い合わせください。

※損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報、保険契約の履行、損害保険等当社の取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ(<http://www.sompo-japan.co.jp>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン/営業店までお問い合わせ願います。

保険金・返れい金等の支払に関する留意事項のご説明
引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。ただし、このパンフレットでご案内の商品は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金・返れい金等の8割(ただし、破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は全額)まで*が補償されます。
*自動車損害賠償責任保険は破綻時によらず全額補償されます。
損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

共同保険に関するご説明
複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

株式会社 損害保険ジャパン

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03(3349)3111
ホームページアドレス <http://www.sompo-japan.co.jp>

お問い合わせ先



損保ジャパンの バイク保険

〔自動車保険・自賠責保険〕

損保ジャパン

損保ジャパンがおすすめする 基本補償

相手方への賠償

対人賠償保険

「無制限」補償を
おすすめします

ご契約のバイクを運転中の事故などにより、他人の生命または身体を害した場合で、法律上の賠償責任を負担するときに保険金をお支払いします。

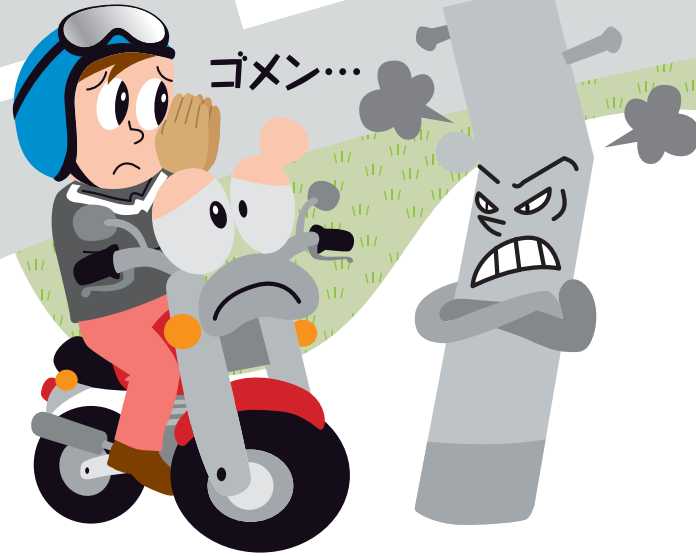
■安心の示談交渉サービスがセット



相手方へのお見舞い費用も補償

対人臨時費用

対人賠償保険のお支払いの対象となる場合で、事故の相手(被害者)が死亡または3日以上入院された場合は、以下の金額を限度に臨時費用を保険金としてお支払いします。
死亡の場合：15万円 3日以上入院の場合：3万円



相手方への賠償

対物賠償保険

「無制限」補償を
おすすめします

ご契約のバイクを運転中の事故などにより、他人の車や物を壊してしまった場合で、法律上の賠償責任を負担するときに保険金をお支払いします。

■安心の示談交渉サービスがセット

ご自身の補償

搭乗者傷害保険

ご契約のバイクに搭乗中の方が自動車事故で死傷された場合、1名につき次の保険金をお支払いします。

死亡保険金	ご契約時の保険金額をお支払いします。
後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて保険金をお支払いします。
入院保険金	日常生活または業務に支障をきたした入院日数1日につき保険金額の1.5/1000(15,000円限度)をお支払いします。
通院保険金	日常生活または業務に支障をきたした通院日数1日につき保険金額の1.0/1000(10,000円限度)をお支払いします。

イテテ...

大丈夫?

保険料モデルケース

自家用二輪自動車(250cc)をご購入で初めて自動車保険に加入される場合

ご契約内容	●保険期間:平成18年11月1日~平成19年11月1日(1年間)	●等級:6S等級(割増引10%)
	●保険種類:SAP(自動車総合保険)	●運転者年齢条件:26歳以上担保
補償内容	●対人賠償:無制限	●対物賠償:無制限(免責金額なし)
	●搭乗者傷害:500万円	

口座振替12回分割払でご契約の場合 **月々3,580円** (年間保険料42,960円)

無保険車との事故や電柱に衝突した場合などの自損事故も補償

無保険車傷害保険(対人賠償保険に自動付帯)

無保険車との事故により、死亡または後遺障害を負い、相手から十分な賠償が受けられない場合に保険金をお支払いします。

自損事故保険(対人賠償保険に自動付帯)

単独事故(電柱と接触、ガケからの転落)でバイクの搭乗者が死傷し、自賠責保険から支払いが受けられない場合に保険金をお支払いします。

より充実した補償をご希望の方に

お客さまご自身のケガによる損害(治療費・休業損害・精神的損害等)をまとめて補償!

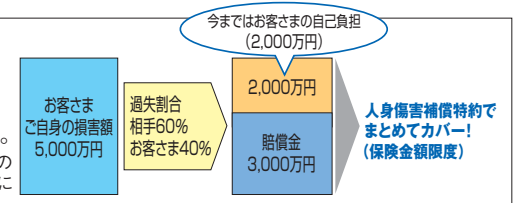
人身傷害補償特約

・相手方との煩わしい交渉は不要。
・バイクに搭乗中はもちろん、ご家族全員の歩行中の自動車事故も補償します。
(注)「人身傷害に関する被保険自動車搭乗中のみ担保特約」を付帯の場合は、ご契約のバイク搭乗中の補償のみとなります。(記名被保険者が法人の場合には「人身傷害に関する被保険自動車搭乗中のみ担保特約」が自動付帯となります。)

万が一の事故にあっても、修理して大切に乗り続けたい。そんなあなたに...

車両保険

バイクが事故、火災、水害等で壊れたときの修理代等をお支払いします。
(注)盗難による損害は保険金お支払いの対象外となります。



快適で安心なバイクライフ
のために保険は必要だね。



★バイクとは二輪自動車(125cc超)、原動機付自転車(125cc以下の二輪車および50cc以下の三輪以上の自動車)をいいます。
★本パンフレットでご案内する自動車保険はSAP(自動車総合保険)普通保険約款・特約条項(ノンフリート契約が対象)に基づいたものとなっています。

多様なバイクライフをサポート 各種特約



被害事故で事故の相手方が交渉に応じてくれない場合も安心です!

弁護士費用等担保特約

お客さまや、そのご家族の方などが自動車事故で被害に遭われた場合に、相手方に対する損害賠償請求時にかかった弁護士費用や、法律相談費用に対して保険金をお支払いします。(300万円限度。ただし、法律相談費用については別枠で10万円限度)
(注)業務に使用する財物(ご契約のバイクを除く。)の被害は対象外です。

お支払いの対象となるケース

次のような被害事故に遭い相手方が損害賠償請求に応じない場合等にお役に立ちます。
・赤信号で停車中に追突されてケガをした。
・横断歩道で信号無視の自動車にひかれてケガをした。
・通りがかった自動車が自宅の壁を破損した。 など

他人からバイクを借りた場合も安心!

他車運転危険担保特約(二輪・原付)

他人(ご家族を除きます)から借りたバイクを運転中に対人・対物賠償事故等を起こされた場合に、ご自分の保険から優先して保険金をお支払いすることができます。
(注)借用中のバイクに生じた車両の損害に対しては、保険金お支払いの対象外となります。



賠償事故の円満解決のためにおすすめします!

対物全損時修理差額費用担保特約+対物臨時費用特約

対物全損時修理差額費用担保特約・対物臨時費用特約はセットでのお引き受けとなります。

【対物全損時修理差額費用担保特約】

対物事故で相手の自動車の修理費が時価額を超えた場合に、お客さまが負担した差額の費用を補償します。

【対物臨時費用特約】

対物事故の相手方へのお見舞い費用等として、1回の事故につき1万円を保険金としてお支払いします。

(注)対物全損時修理差額費用担保特約・対物臨時費用特約は対物賠償の保険金額が100万円以上の場合にかぎり付帯できます。

ご家族がお持ちの原動機付自転車もまとめて補償!

ファミリーバイク特約

二輪自動車のみ対象

お客さままたはご家族が原動機付自転車(総排気量125cc以下)を運転中の事故等により負担する法律上の賠償責任および原動機付自転車に搭乗中に生じたケガによる損害に対して、保険金をお支払いします。

- 運転者年齢条件を適用しているご契約であっても、本特約に定める補償は運転者年齢条件にかかわらず補償されます。
- 対象となるバイク:125cc以下の原動機付自転車および50cc以下の三輪以上の自動車(借りたバイクも含まれます。)
- 運転者の条件:記名被保険者とそのご家族(特約に定める一定条件を満たした方にかぎり。)
- 補償内容:ご契約にあたっては、以下のいずれかのタイプをお選びいただけます。

	対人賠償	対物賠償	人身傷害	自損事故
人身タイプ*	○	○	○	○
自損タイプ	○	○	×	○

*人身傷害補償特約が付帯されたご契約のみ本タイプでご加入いただけます。



ご契約条件や割引制度なども、きめ細かい設定が可能!
だから無駄のない保険料でご加入いただけます。

ご契約条件

運転者年齢条件

バイクを運転する可能性のある最も若い方の年齢に合わせて、運転者年齢条件をお選びいただけます。適用する運転者年齢条件により、ご契約の保険料が異なります。

バイクの用途・車種	年齢条件			
	全年齢担保	21歳以上担保	26歳以上担保	30歳以上担保
二輪自動車	全年齢担保	21歳以上担保	26歳以上担保	30歳以上担保
原動機付自転車	全年齢担保		21歳以上担保	

等級別料率制度

●初めてご契約される場合は、6(S)等級からのスタートになります。

年齢条件*	全年齢担保	21歳以上担保	26歳以上担保	30歳以上担保
割増	30%	10%	0%	

*原動機付自転車の場合、「全年齢担保」「21歳以上担保」でのお引き受けのみとなります。

●損保ジャパンに切り替えても、等級が継承できます。

他の保険会社(JA共済・全労済・全自共・全済団も含みます)で適用されていた等級はそのまま継承されます。例えば、前年度8等級で1年間無事故ならば、満期日に当社にお切り替えいただいた場合は9等級になります。この場合に継承される等級毎の割引(または割増)は、下記のようになります。

等級	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増・割引	60% 30% 20% 0%				割引															
	10%	10%	20%	30%	40%	40%	45%	50%	50%	55%	55%	58%	58%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%

(注1)現在のご契約の事故の有無により翌年度の継続契約の等級が決まれ、その等級に応じて保険料が割引(または割増)されます。

(注2)事故によって保険をご利用された場合、翌年のご契約時の等級は事故1件につき3等級下がります。ただし、人身傷害・搭乗者傷害のみの事故などは、件数にカウントしません。また、火災・いたずらなどによる車両単独事故などについては、翌年の等級アップはなく、前年度の等級にすえおきとなります。

割引制度

複数所有新規割引 二輪自動車のみ対象

すでに1台目の二輪自動車につき11等級以上で自動車保険をご契約されている方が、2台目以降の二輪自動車を新たにご契約される場合、7(S)等級からのスタートになります。

(注)1台目と2台目以降の自動車が、ともに二輪自動車であることが適用の条件となります。

年齢条件	全年齢担保	21歳以上担保	26歳以上担保	30歳以上担保
割増・割引	割増 10%	10%	割引 30%	

長期優良契約割引 二輪自動車のみ対象

次の条件をすべて満たすご契約について、保険料を5%割引します。

- 1.当年契約の年齢条件が「26歳以上担保」または「30歳以上担保」
- 2.当年契約のノンフリート等級が20等級
- 3.満期となる契約が20等級(1年間無事故)

ノンフリート多数割引

契約者が次のいずれかの方を記名被保険者とし、3台以上のお車を1保険証券でご契約される場合に、右表の割引率を適用します。

1保険証券の付保台数	割引率
3台~5台	3%
6台以上	5%

(注1)一定の条件を満たす場合、複数の保険証券でご契約いただいても、ご契約始期時点での付保台数に応じて本割引を適用します。

(注2)保険期間の途中で増車された場合で、一定の条件を満たしたときは、そのお車にもご契約始期時点での付保台数に応じた割引率が適用されます。

ABS割引

バイクにABS(アンチロック・ブレーキング・システム)が装備されている場合は、対人賠償保険・対物賠償保険・搭乗者傷害保険・人身傷害補償特約・自損事故保険の各保険料相当額の5%を割引します。

保険を賢く便利に

バイクを手放すことになったら…(契約中断時の特約)

バイクの廃車・譲渡・返還(他の自動車保険契約のバイクの廃車・譲渡・返還により、バイクが入れ替えられた場合も含みます。)、車検証の有効期限切れや海外への渡航等により契約が一時中断した場合でも、所定の手続きを行っていただくことにより、中断後の新たなご契約に中断前のノンフリート等級を引き継ぐことができる場合があります。

保険料のお支払いは口座振替が便利です

保険料を口座振替払にいただくことでお客さまご指定の口座からご契約時の保険料を自動引き落としいたします。

自動車保険

主なお支払い保険金のご案内

◎：必ず対象となる補償・条件です。(自動付帯) ○：お客さまのご希望により対象とすることができる補償・条件です。(任意付帯)

バイクの損害

車両保険

ご希望により対象とすることができる補償です。

【補償の対象となる方(被保険者)】

- ご契約のバイク(被保険自動車)の所有者

補償の概要

ご契約のバイクが衝突・接触・火災・台風・洪水・高潮などの偶然な事故によって損害を被った場合に保険金をお支払いします。

(注)ご契約のバイクの盗難による損害は車両保険金お支払いの対象外となります。

お支払いする保険金

- 全損の場合(修理できない場合、または修理費が事故時の時価額以上となる場合) 保険金額(ご契約金額)を限度としてその時の時価額をお支払いします。
- 分損の場合(全損以外の場合) 損害額から免責金額(自己負担額)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険金額(ご契約金額)が事故時の時価額よりも低いときには、損害額から免責金額(自己負担額)を差し引いた金額に、保険金額(ご契約金額)の時価額に対する割合を乗じた額をお支払いします。

保険契約者または被保険者が、所定の費用(ご契約のバイクが自力で移動することができない場合に最寄りの修理工場に当該バイクを運搬するための費用など)を支出した場合は、当該費用の額を所定の金額を限度に保険金額とは別枠でお支払いします。

事故付随費用担保特約 ○ ご契約のバイクの事故による走行不能によって実際に負担した臨時宿泊費用やキャンセル費用などを補償します。

- 保険金をお支払いできない主な場合**
- ご契約のバイクの盗難による損害
 - ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意により生じた損害
 - 無免許運転、酒に酔った状態での運転、麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれのある状態での運転で生じた損害
 - 付属品のうちご契約のバイクに定着されていないものに生じた単独損害
 - 地震・噴火・津波により生じた損害 など

相手方への賠償

賠償保険

ご希望により対象外とすることができる補償です。

【補償の対象となる方(被保険者)】

- ご契約のバイクを主に使用する方(記名被保険者)
- ご契約のバイクを使用または管理中の次のいずれかの方
 - ①記名被保険者の配偶者(内縁を含みます) ②記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ③記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- その他、記名被保険者の承諾を得てご契約のバイクを使用または管理中の方および記名被保険者の使用者など(使用者の業務に使用している場合にかぎりず。)

補償の概要

【対人賠償保険】
ご契約のバイクを運転中の事故などにより、他人の生命または身体を害した場合で、法律上の賠償責任を負担することによる損害に対して保険金をお支払いします。

【対物賠償保険】
ご契約のバイクを運転中の事故などにより、他人の車や物を壊した場合で、法律上の賠償責任を負担することによる損害に対して保険金をお支払いします。

お支払いする保険金

【対人賠償保険】
被害者1名あたりの損害賠償額を、自賠責保険等で支払われるべき金額を超える部分について、保険金額(ご契約金額)を限度としてお支払いします。

【対物賠償保険】
1事故あたりの損害賠償額から免責金額(自己負担額)を差し引いた額を保険金額(ご契約金額)を限度としてお支払いします。

対人臨時費用	◎	対人賠償保険の保険金額とは別枠で、事故の相手(被害者)が死亡の場合には15万円、入院3日以上の場合には3万円を限度に臨時費用保険金としてお支払いします。
対物臨時費用担保特約	○	対物事故にとまぬ被保険者が臨時に必要な費用に対して、1回の事故につき1万円を保険金としてお支払いします。
対物全損時修理差額費用担保特約	○	対物事故で相手の自動車の修理費が時価額を超え、お客さまがその差額を負担した場合、お客さまが実際に負担した差額費用を保険金としてお支払いします。ただし、修理費と時価額の差額部分にお客さまの過失割合を乗じた額または50万円のいずれか低い額を限度とします。
他車運転危険担保特約(二輪・原付)	○※	借用中のバイクを記名被保険者またはその同居の親族などの方が運転中に、対人賠償、対物賠償等の事故が発生した場合には、お客さまご自身の保険から優先して保険金をお支払いすることができます。 (注)借用中のバイクに生じた車両損害については、保険金お支払いの対象外となります。

※記名被保険者が個人の場合のみ対象となります。

- 保険金をお支払いできない主な場合**
- ご契約者、被保険者の故意により生じた損害
 - 地震・噴火・津波・台風・洪水または高潮により生じた損害
 - 被保険者が損害賠償に関し第三者との間で締結した特約により加重された賠償責任を負担することで被る損害 など

◎：必ず対象となる補償・条件です。(自動付帯) ○：お客さまのご希望により対象とすることができる補償・条件です。(任意付帯)

おケガの補償

搭乗者傷害保険

ご希望により対象外とすることができる補償です。

【補償の対象となる方(被保険者)】 ●ご契約のバイクに安全な正規の状態 で搭乗されている方

補償の概要

ご契約のバイクに搭乗されている方が、自動車事故によって180日以内に死亡したり身体に後遺障害を被った場合、または傷害を被り、事故発生日から180日以内に入・通院された場合に保険金をお支払いします。

お支払いする保険金

- 死亡保険金・1名あたり保険金額(ご契約金額)の全額
- 後遺障害保険金・後遺障害の程度に応じて1名あたり保険金額の4~100%の額
- 医療保険金・日常生活または業務に支障のある治療日数1日につき次の額
 - ①入院・1名あたり保険金額の1.5/1,000(15,000円限度)
 - ②通院・1名あたり保険金額の1/1,000(10,000円限度)
- 所定の重い後遺障害を被り、かつ介護が必要と認められる場合には、重度後遺障害特別保険金として1名あたり保険金額の10%(100万円限度)を、重度後遺障害介護費用保険金として1名あたり後遺障害保険金の50%(500万円限度)をそれぞれ加算してお支払いします。

おケガの補償

人身傷害補償特約

ご希望により対象外とすることができる補償です。

【補償の対象となる方(被保険者)】

- ご契約のバイクを主に使用する方(記名被保険者) ●記名被保険者の配偶者(内縁を含みます) ●記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 ●その他、ご契約のバイクに安全な正規の状態 で搭乗されている方

補償の概要

ご契約のバイクまたは他の自動車※に乗車中や歩行中に自動車事故によって死亡したり、身体に後遺障害または傷害を被った場合に特約に定められた支払基準に基づいて算定した保険金をお支払いします。

※他の自動車とは、ご契約のバイクの用途・車種に応じて以下の用途・車種の自動車をいいます。

- ・ご契約のバイクが二輪自動車の場合:原動機付自転車以外の自動車
- ・ご契約のバイクが原動機付自転車の場合:二輪自動車以外の自動車

ただし、記名被保険者、またはその同居の親族などの方が所有または主として使用している自動車や被保険者が業務のために使用している間の被保険者の使用者が所有する自動車などを除きます。

お支払いする保険金

保険金額(ご契約金額)を1名ごとの最高支払限度額※とし、加害自動車の自賠責保険または賠償義務者からすでに取得した損害賠償金などを差し引いた額をお支払いします。

※所定の重い後遺障害を被り、かつ介護が必要と認められる場合には、保険金額の2倍(ただし、保険金額無制限の場合は無制限)を支払限度額とします。

保険金額とは別枠で、被保険者が死亡した場合には15万円、入院3日以上の場合には3万円を限度に臨時費用保険金としてお支払いします。

保険金額とは別枠で、被保険者の家族が事故地まで赴くための往復の交通費および現地での宿泊費用に対して、1回の事故につき、死亡または入院した被保険者1名につき20万円または家族2名分のいずれか低い額を限度(宿泊費用は家族1名につき1泊かつ1万円が限度)にその実費を家族駆け付け費用保険金としてお支払いします。

人身傷害に関する被保険自動車搭乗中のみ担保特約 ○ ご契約のバイクに搭乗中の事故にかぎって補償する特約です。(注)記名被保険者が法人の場合には自動付帯となります。

- 保険金をお支払いできない主な場合**
- 被保険者または保険金を受け取るべき方の故意により、その本人に生じた損害
 - 無免許運転、酒に酔った状態での運転、麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれのある状態での運転でその本人に生じた損害
 - 被保険者が、正当な権利を有する方の承諾を得ないで、ご契約のバイクに搭乗中に生じた傷害
 - 医学的他覚所見のない後遺障害または傷害 など

その他の主な補償

臨時代替自動車担保特約	○	ご契約のバイクの修理・整備等のために臨時に借用したお車を運転中の事故によって生じる損害に対して対人賠償・対物賠償・人身傷害・搭乗者傷害等の保険金をお支払いします。(一定の要件を満たせば車両損害までも補償します。)
無保険車傷害保険	◎※1	無保険車との事故で(個人の場合は歩行中や他のお車搭乗中も対象)死亡したり、後遺障害を被った場合で賠償義務者の支払能力がない等の理由で十分な損害賠償を受けられないときに保険金をお支払いします。 (注)人身傷害補償特約とは重複して保険金は支払われません。
自損事故保険	◎※1	電柱との接触や崖からの転落などの自損事故により、運転者・搭乗者・保有者が死傷され、その損害について自賠責保険からお支払いを受けられない場合に保険金をお支払いします。 (注)人身傷害補償特約による保険金が支払われる場合、この特約による保険金は支払われません。
弁護士費用等担保特約	○	お客さま、ご家族またはご契約のバイクに搭乗中の方などが、自動車にかかわる所定の事故に遭い、相手方に対する損害賠償請求について弁護士等に委任した場合や法律相談をした場合に負担する費用等に対して保険金をお支払いします。(300万円限度。ただし、法律相談費用については別枠で10万円限度)(注)業務に使用する財物(ご契約のバイクを除きます。)の被害は対象外です。
ファミリーバイク特約	○※2	記名被保険者またはそのご家族が原動機付自転車(借用車を含みます。)を運転中に起こした事故について保険金をお支払いします。人身傷害タイプと自損事故タイプがあります。(3ページを参照ください。)

※1 対人賠償保険を補償の対象外としているご契約については本補償も対象外となります。また記名被保険者が法人の場合には本補償を対象外とすることができます。
※2 ご契約のバイクが二輪自動車であり、かつ記名被保険者が個人の場合のみ対象となります。